

鹿児島市都市圏における居住地選択の変化

石 村 満 宏

I はじめに

都市的土地利用と農村的土地利用の競合する都市周辺部地域には最近微妙な、しかし興味深い変化があらわれている。都市的土地利用の圧力を防ぎ、農村的土地利用を守るという線引き方法は、都市からの一方的圧力の強さの程度に応じて変更されるが、市街化調整区域の方向にのみ線引きのベクトルは働くものとの前提の上に成立している。市街化調整区域はこの前提の上で、待機中であり、農村的土地利用の高度化への積極的投資はひかえられ、線引き以来この30余年、当時の状況がほとんど変わらずに今日に至った。一世代の時間が過ぎ去ろうとしている。いつかは線引きの変更が、との期待も、今まで考えられていた都市化の圧力が以前ほどには期待できない今日的状况において、その土地に生活することはどういうことか、この「場所」は誰のために存在するのか、この「場所」に何をみい出して生きるのか、過疎化し、高齢化する中で、かわりにくいこの地域の再活性化の根源ともなる「場所」の力を居住地選択の変化の中で考えたい。

都市的土地利用と農村的土地利用の関係については、従来から農村と都市の関係の中で両者を対立的にとらえ、農村地域を都市に従属する地域とする見解がある。

わが国でも都市への人口集中が進み、都市人口は著しく増加し、都市地域は常に拡大を続け、周辺農村地域を都市化してきた。とくに第二次世界大戦後の経済復興期およびそれにつづく高度経済成長期には、都市への急激な人口流入がみられ、爆発的な都市化現象をもたらすことになった。その要因としては、戦後直後の農村部が抱えていた過剰人口が雇用と高所得を求めて大量に都市部へ流出したとする農村過剰人口問題や経済の地域格差問題があった。

この間、都市部近郊農村地帯には住宅、工場、倉庫、資材置場等都市的土地利用が急速に且つ無秩序的に拡大していった。このような乱開発を防止すべく1968年の「都市計画法」は、その理念を「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」と定めている。この際、スプロールの傾向に歯止めをかけることを目指し、既成市街地と今後都市的土地利用を積極的に推進する地域を市街化区域とし、逆に無秩序な都市的土地利用の侵入をコントロールして市街地化を抑制する市街化調整区域とに明確に区分する措置がとられることとなった。

都市域を市街化区域と市街化調整区域に区分する、いわゆる「線引き」はこのように都市の爆発的な膨張期の発想で、特別な時期に制定されたものであること、また場所的にも当然ながら都市中心部からの発想で、調整区域の発展を目指したものではなかった。このような状況下でも都市への人口流入と都市化の動きは活発で、市街化地域の開発が急速に進んだ。

その後1970年代になると流入現象自体は次第に沈静化の傾向を示しながら、とくにオイルショックや経済安定期にはその傾向が一層明確になった。都市化の圧力は次第に弱まっていく。過疎高齢化した農村部には、なによりも送り出すべき人材が枯渇してきた事情がある。他方、「少産少死時代」にはいった時代の若年層の居住地は圧倒的に都市部市街化区域にある。

加えて社会経済的情勢の変化も都市と農村の関係考察に微妙な影響を与えている。地球環境の保全や資源の有限性、地域活性化、食の安全性などは両者の地域関係にも新たな視点を求めている。両者をそれぞれ意味ある対等な「場所」として認め、包括的な相互関係の中で共生しようとする方向性のある思考である。その場合の視点はただ都心部からのそれだけでなく、その「場所」に実際に生活している住民の側にもおかれる必要がある。

都市居住者がある特定の「場所」で生活するということは、周囲の自然や人々をふくむその環境に意味を見出し、また他方それらに対し新たな意味を与えながら、まさにその人らしく人間らしく生きるということであるべきで、そう

した居住者の主体的な生き方が実感できる意味のある「場所」こそ、今都市居住者の求めている居住地ではなかろうか。

都市居住者の多くは、一度は「ふるさと」を離れた経験をもったであろう。そうしたいわばふるさと喪失者たちが、自分自身にとって納得できる居住空間を選択できたとき愛着を感じ、そのときこそ生きる「場所」を得たと思うにちがいない。

このような意味においても都市的土地利用を強く規制し、従って生きる「場所」を得るためのバイブル的役割をもつ都市計画法に示される根本的な考えを我々は再度注意深く読みとることが、今日的課題でもあると考える。都市の経済的機能やその効率を求める余り、そこに居住し生活する人にとって意味のある「場所」をなくしてはならない。

このような問題意識のもとで、小論では鹿児島市の都市圏を事例に、都市と農村地域の相互関係に着目し、とくに周辺居住地域の変化について、以下の手順に従って考察する。まず鹿児島市の戦後とくに急速に進展した都市形成について、都市計画とのかかわりにも留意して空間的拡大過程の側面から特徴を整理する。次にその結果形成された都市空間が、そこに居住する都市住民にどう受け入れられたか、またその際用いられた「線引き」に関連して、その外側地域の動向について、とくに検討したい。

II 鹿児島市都市化の進展過程

鹿児島市は1889（明治22）年、いわゆる旧市地区47町3村（人口約4.8万人）で市制を施き、以後1911年草牟田、武を、1920年永吉、原良、玉里のいずれも甲突川デルタ地帯の一部を編入、人口も10万人を超えた。1934年北部台地の吉野村とともに、南部の田上川（新川）下流域に位置する中郡宇、西武田両村を編入した結果、甲突川、稻荷川、田上川3川のデルタ地帯のほとんどが市域となった。以下本論ではこの地域を「旧市街地」ということにする。

戦後以降における鹿児島市の都市化の時空間的進展過程は、上述した地区の編入過程を含む地域的特徴を伴うのは当然だが、すでにI章で規定した一般的

都市化過程と大きく変わるものではない。

1) 戦災復興基盤整備期

三方をシラス台地の急崖に囲まれ、東にひらける3川沖積低地上に広がる「旧市街地」のほとんどが戦災を受けた。その面積は市街地の9割に及び、全国的にも東京、大阪、横浜、神戸、川崎に次ぐ大規模なものだった。市は近代都市に脱皮する好機ととらえ、直ぐ翌1946年には特別都市計画法の指定を受け、全国にさきがけて「戦災復興土地区画整理事業」を開始した。

復興事業の基本は、一区画50坪を下限とする宅地造成、西鹿児島駅を中心とし、北方の旧市域繁華街と東方港湾地区の3拠点を結ぶ幹線を骨格とする交通網の整備等であった。本事業は1959年に一部を残してほぼ終了したが、例えば本事業域は、現在の都市計画用途地域区分では商業地域、第一種第二種住居地域等のいわゆる混合機能地域に指定されており、住居専用地域は含まれていない。このことから現在の既成市街地地域の基盤が本事業によって確立されたということが伺える。

2) 新市街開発期

復興事業では計画予想人口を約30万人としていたが、人口の都市集中は予想をはるかに上回り、事業概略完了の直後には人口30万人を超え、その後も5年毎のセンサス結果の人口増加率はほぼ10%以上を記録し、1967年谷山市と合併、1980年には50万人を突破した。1980年は同時に人口停滞期のはじまりでもある。この人口急増に対し、外延的に低地部の少ない地形的制約のため、居住地はシラス台地上に展開することになった。市域のシラス台地は一般的に海拔100～200m程度に存在し、数km²の平坦面をもつ場合が多い。1956（昭和31）年着工の紫原団地は計画戸数7326戸と歴代1位であり、完了する昭和40年3月までに着工したのは他に上之原（493戸）、永吉（620戸）、馬場（377戸）、常安（150戸）の4団地のみで規模も小さい（第1表）。紫原団地は最近の大型団地、例えば星ヶ峯ニュータウン等に比べれば計画戸数1戸当りの開発面積が約半分の

表1 住宅団地（5ha以上）鹿児島市資料平成12年度

番号	団地名	施行者	面積 (ha)	計画 戸数 (戸)	手法	施行期間		整備状況		
						着工	完了	完了	施工中	未着工
1	天神山団地	開発事業団	5.60	272	宅造	S40.6	S44.6	○		
2	大明ヶ丘団地	"	32.00	880	"	S40.6	S44.6	○		
3	坂元団地	市住宅公社	15.18	987	区画整理	S41.2	S43.3	○		
4	催馬楽団地	開発事業団	12.40	267	宅造	S48.8	S51.12	○		
5	上之原団地	市	17.80	493	"	S37.8	S41.3	○		
6	城山団地	開発事業団	46.30	1,562	"	S42.4	S46.3	○		
7	玉里団地	"	97.00	3,178	"	S45.2	S48.3	○		
8	若葉台団地	民間	6.40	191	開発	S49.4	S50.6	○		
9	さつま団地	"	22.95	684	宅造	S41.4	S48.3	○		
10	岡之原団地	"	10.13	374	"	S45.7	不明	○		
11	緑ヶ丘団地	県住宅供給公社	31.50	1,557	"	S40.12	S53.7	○		
12	伊敷団地	開発事業団	101.50	3,222	"	S43.9	S46.3	○		
13	花野団地	民間	50.08	1,426	開発	S52.8	H元2	○		
14	千年団地	"	43.32	1,060	"	S46.2	S52.6	○		
15	永吉団地	"	17.83	620	宅造	S39.9	S46.12	○		
16	原良団地	県住宅供給公社	111.50	3,175	"	S41.12	S53.12	○		
17	つくしの団地	民間	5.20	216	"	S44.12	S53.4	○		
18	武岡団地	市住宅公社	78.31	2,351	区画整理	S46.10	S52.8	○		
19	武岡ハイランド	民間	48.32	1,790	開発	S45.9	S52.12	○		
20	西郷団地(一I区)	"	42.58	1,870	宅造	S43.4	S50.12	○		
21	西郷団地(三I区)	"	18.72	461	開発	S52.3	S54.2	○		
22	田上団地	"	21.69	733	"	S47.6	S48.1	○		
23	馬場団地	"	7.55	377	宅造	S36.12	S39.5	○		
24	鶴留・丸岡団地	"	10.80	443	開発	S43.7	S52.7	○		
25	紫原団地	市・市住宅公社	145.66	7,326	区画整理	S31.2	S40.3	○		
26	森山団地	民間	8.56	318	宅造	S40.8	S45.7	○		
27	亀ヶ原団地	"	5.80	125	"	S48.1	S50.10	○		
28	桜ヶ丘団地	組合	139.76	3,864	区画整理	S49.9	S53.4	○		
29	魚見ヶ原団地	組合	26.76	800	区画整理	S48.10	S50.7	○		
30	自由ヶ丘団地	"	18.76	868	"	S43.5	S45.1	○		
31	希望ヶ丘団地	県住宅供給公社	13.30	289	宅造	S40.7	S53.6	○		
32	武迫団地	民間	9.40	458	開発	S45.10	S54.5	○		
33	玉林団地	"	5.89	208	宅造	S46.3	H2.2	○		
34	慈眼寺団地	開発事業団	28.80	777	"	S43.9	S46.10	○		
35	星和台団地	民間	8.80	261	開発	S47.9	S49.7	○		
36	光山団地	"	6.61	239	宅造	S45.6	S50.7	○		
37	星ヶ峯ニュータウン	開発事業団	171.11	4,300	"	S51.12	H2.3	○		
38	樺原迫団地	組合	19.29	290	区画整理	S53.12	S57.3	○		
39	西郷団地(二I区)	民間	66.13	1,775	開発	S54.2	H8.9	○		
40	皇徳寺ニュータウン	"	145.36	3,807	"	S55.11	H9.1	○		
41	伊敷ニュータウン	組合	129.64	2,300	区画整理	S61.1	H9.1	○		
42	八洲ハイイツ	民間	16.51	360	開発	S54.5	S56.7	○		
43	中山団地	"	10.75	284	"	S55.1	S59.5	○		
44	常安団地	市	15.28	150	宅造	S38.10	S40.3	○		
45	パ-グ-ン宇宿台	組合	8.43	214	区画整理	S57.1	S57.12	○		
46	武岡ビュ-タウン	民間	10.98	218	開発	S59.12	H2.12	○		
47	山田団地	"	14.64	247	"	S60.8	S63.9	○		
48	西玉里団地	"	6.56	150	"	S60.1	H元4	○		
49	西郷団地(六I区)	"	7.75	390	"	H元10	H3.2	○		
50	鴨池団地	"	7.59	174	"	H3.3	H10.7	○		
51	向陽台団地	組合	5.13	152	区画整理	H4.1	H6.4	○		
52	旭ヶ丘ニュータウン	民間	8.39	189	開発	H7.5	H11.8	○		
53	西紫原土地区画整理事業	組合	7.56	143	区画整理	H8.12	H11.11	○		
54	明ヶ窪土地区画整理事業	組合	10.29	142	区画整理	H11.11	H14.12		○	
55	南皇徳寺台団地	民間	14.44	395	開発	H11.12	H14.3		○	
計	(ha)		1,948.59	—				1,923.86	24.73	
計	(戸)		—	59,402				58,865	537	

200m²と小さく、住宅戸数確保が優先されたことが伺えるが、それでも人気は

高かった。その背景には旧市街地再開発による押し出し要因が大きい。シラス台地に本格的に団地形成が展開されたのは、昭和40年代に入ってからであり、大小様々な規模の団地が次々に開発された。この間、1968年の都市計画法は急速に進むスプロールの抑制のため、新たに線引きの制度を示し、同時に市街化区域内の都市基盤の整備を求めたものである。同一用途地域に指定された地区はどんなに「場所」が異なっていようがおかまいなしに一律同一条件の建築物が登場することになり、どの団地を問わず、同じように模倣されたような居住景観が登場する。没个性的団地の大量生産が続いたのである。また同様に団地内道路の整備に比べ、取付け道路（都市内幹線道路を含む）が極端に少なく、その結果限られた幹線道路の交通渋滞が日常化している。

他方線引きの外側では、都市的開発を抑制するという大義で、そこに生活する人々の環境整備や地区内道路整備、働くための産業基盤整備等には、ほとんど手が加えられなかったから、線引きの内側と外側には大きな生活基盤の格差が生まれていくことになった。市街化調整区域は、生きた「場所」として持続発展する力を次第に減退させていくことになった。

さらにこの調整区域の外延には、主要交通網に沿う形で他の自治体の開発地区又は未線引き地区が広がっているのであり、例えば伊集院町妙円寺、吉田町宮之浦、始良町始良などの団地開発を同一都市圏として考えるならば調整区域を超えた外側に別の開発地区が存在する事態となっている（第2表）。市街化調整区域は、この地区住民の主体的意志によってではなく、都市とこの比較遠距離通勤圏に挟まれた形で、次第にその場所のもつ力を衰退させてきた。

団地規模と開発主体の関係をみると規模の大きい団地は、開発事業団、市住宅公社、県住宅公社等の公的機関の施行が目立ち、中小規模団地は民間、組合が主に施行している。官主導開発の感はいなめない。しかしこの傾向も昭和51年着工の星ヶ峯を最後に市域では姿を消した。大規模団地規制の方針を出したのも同じ時期である。

当時の住宅事情を市住宅統計調査でみると、住宅総数121,900戸、1世帯当たり1.02戸、一方この年までに完成した住宅団地は合計16団地、22,447戸で、総

表2 主な流出入先別移動数（鹿児島市）

(人)

地域	流出			流入		
	総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者
川内市	952	708	244	1024	584	440
串木野市	650	317	313	1087	696	391
指宿市	676	475	201	1372	934	438
加世田市	839	564	275	602	488	114
国分市	692	534	158	938	596	342
垂水市	191	172	19	841	627	214
吉田町	1056	1013	43	2561	2155	406
桜島町	180	178	2	1046	846	200
喜入町	448	445	3	2349	1881	468
市来町	104	77	27	370	258	112
東市来町	201	199	2	1041	783	258
伊集院町	1449	1163	286	3091	2535	556
松山町	1167	528	639	2892	2455	437
郡山町	1015	362	653	1710	1458	252
日吉町	95	95	-	436	363	73
吹上町	332	261	71	772	689	83
加治木町	742	683	59	1571	1176	395
始良町	824	768	56	5020	4077	943
隼人町	708	364	344	1103	752	351

(平成7年)

数の18%にあたり、シラス台地上の団地が住宅不足解決に一定の役割を担ったことがわかる。しかし住宅の大きさは1世帯当り53.7m²（全国77.1m²）、居室数3.44（全国4.15）、畳数16.9（全国24.0）でかなり低水準であった。

3) 都市化停滞期

1980年以降各5年毎の鹿児島市人口増加率は5%、1.2%、1.1%で年間1,000人程度の増加にとどまっており、スプロールのエネルギーも弱まった。安定成熟型都市社会に対応した新たな土地利用の発想がまたれている。その中で、制度的には、市街化調整区域に対する対応を少しずつ変化させている。

その第一は人口フレーム保留制度で、平成8年開始された。これは平成13年の市域人口目標を58万人とし（達成は困難）、この時の市街化区域の人口を538,500人と想定、そのうち現在の市街化区域の居住者を523,500人と見込むと残りの15,000人がこれから整備することになる新市街地に居住するものと想定している。この15,000人が保留人口であり、その枠内で市街化調整区域内の開

発をみとめ、順次市街化区域に編入するというものである。この15,000人枠に対して、次の7ヶ所が対象地として事業が行われている。明ヶ窪地区（伊敷ニュータウン隣接）、伊敷グリーンヒル地区（伊敷団地隣接）、武岡台地区（武岡ハイランド隣接）、星ヶ峯南地区（星ヶ峯ニュータウン隣接）、南皇徳寺台地区（皇徳寺ニュータウン隣接）、万田ヶ宇都地区（谷山西部）、ニュータウン慈眼寺地区（慈眼寺団地隣接）。これらは万田ヶ宇都地区を除き、比較的規模の大きい団地に隣接しており、実質的には市街化区域において行われていた「コバンザメ型」小規模開発に発想と手法が極めて類似している。目標人口の達成がすでに困難な局面にきている。

市街化調整区域対応の変化の第2は、指定既存集落制度で、平成9年に開始された（第3表）。これは、市街化調整区域内にあって、独立して一体的な日常生活圏を有していると認められる大規模な既存集落であること、市街化調整区域における建築物の連なり状況と同程度の集落で、合計44の集落が指定されている。ここに建築できる人的要件は、集落内又はその周辺に、従前に通算10年間実際に生活したことである。この制度を利用した件数は、平成9年度24件、平成10年度23件、平成11年度38件、平成12年度26件の4年間で101件であった。地区別では南部地区（谷山方面）が過半を占めている。この件数をどう評価するかは制度自体の評価にかかわることであるが、少なくとも、要件を備えた人なら自らの意志で市街化調整区域に居住することが可能になったことは確かであり、今まで人口の流入がほとんど期待できなかった市街化調整区域に少しでも人的な動きがおこる分、評価できるといえる。こうした形で生活を実感できる居住者数が、今後どのように推移するのか、その推移如何が規制条件の変更にもつながる可能性がある。

新たな施策として今年から優良田園住宅建設促進制度が鹿児島市でも始まる予定である。これは特にバブル期に話題になった別荘地をイメージすれば理解が容易になる。指定既存集落制度における10年間の居住期間等人的制限が原則なくなる本制度の場合、地域を限定することになるか、その限定の仕方によっては市街化調整区域の土地利用が大きく変動する可能性があり、先行して実施

表 3 指定既存集落制度許可数

地区名	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		計	
	43条	29条	43条	29条	43条	29条	43条	29条	43条	29条
西部地区	小山田北部地区	1		2		1			4	
	小山田東部地区	1					2		3	
	小山田・古園地区									
	小山田・栗之迫地区									
	小山田・下大迫地区									
	小山田・河頭地区									
	皆与志・比志島地区					1			1	
	皆与志・皆房地区			1					1	
	岡之原・花野地区									
	岡之原・大久保地区									
	岡之原・丸岡春山地区					3		1	4	
	犬迫西部地区	1							1	
	犬迫中央地区									
	犬迫・栗之迫地区									
犬迫・入佐地区	1					3		1	3	
小計	4	0	3	0	5	3	3	0	15	3
北部地区	川上地区				1		1		2	
	川上・四辻地区			1					1	
	川上・花棚地区	1		1		3		1	6	
	下田・鳥越地区						1			1
	下田地区					1			1	
	坂元・川添地区					2			2	
	吉野・萬蒲谷中別府地区	3		2		2		2	9	
	吉野・上之原地区	2						2	4	
	吉野・七社地区									
小計	6	0	4	0	9	1	6	0	25	1
南部地区	西別府・金井迫地区			1					1	
	五ヶ別府地区					1			1	
	田上・広木地区									
	山田地区	2		1		1		2	6	
	中山地区	2		1		6		1	10	
	下福元・身寄地区			1		1		2	4	
	上福元・後迫地区	1							1	
	下福元・大久保地区									
	下福元・玉利地区									
	下福元・笠松地区	1		1		1		1	4	
	福平北部地区	3		4		2		6	15	
	福平南部地区	4		3		4		3	14	
	平川地区			1		1			2	
平川・野屋敷地区					1			1		
下福元・錫山地区										
小計	13		13		18		15		59	

(鹿児島市平成13年)

されている先述の2制度との整合性をどうとっていくのかも注目される。

さて、都市化の停滞している今、市街化調整区域内の土地利用見直しが活発に行われている。線引きの見直しは都市化の圧力の大きい時期にこそ必要であり、線引きの位置の変更だけに留まらず、規制の内容緩和もこの時期に行われ

るべきであろう。都市化の圧力の小さい時期は都市化を抑制する必要性は少ないし、農業的土地利用の維持は容易である。

しかしこの時期、土地利用見直し内容の3件が実施されあるいは実施の予定である。市街化調整区域とくに既存集落制度でも希望者の少ない地区は、今すぐに人の流入を求めている。

第1の人口フレーム保留制度に関しては、目標人口が達成されないことは確実だから、本制度に関する開発行為は凍結などの処置をする必要がある。今後の鹿児島市の増加人口は、過去3回のセンサス人口の伸びから判断してせいぜい年間1,200人程度と予想され、5年毎に5～6千人の増加を示している。人口フレームの予想していた平成13年の人口は58万人、平成12年のセンサスとは約2.8万人の開きがあるが、現在のこの人口伸び率を適用すると23年経てようやく58万人に到達する計算になる。しかもこの予想は増加分が市街化区域にあった場合である。

この制度は、第1にその経過において楽観的な人口増加予測を根拠に、土地の全面改変を伴う旧来型宅地開発の遺存型であること、第2に前述大規模団地隣接地に分散立地させる手法においても、その視座は開発主体にあるため、そこに居住しようとする住民の生活利便性向上には必ずしも結びつかないと予想されること、第3にその視座の場所的位置が、市街化調整区域内にないため、同地域内への人口呼び込み増加策ではなく、市街化区域の事情により必要に応じて市街化するという都市中心部からの一方的視点であること等の特徴をもつものである。

線引きの見直し問題については、2000年に「非線引きも認める」ことになり、すでに選択制に以降しており、このことについて議論を深め、情報を公開し、必要なら何らかの対応が必要となろう。今の状況では、線引き制度は従前どおり維持するが規制は緩和するということであろう。そのための指定既存集落制であるが、しかしこの方法では共同体維持に苦勞している平均以下の小規模集落は対象から外れている。集落の実情に沿って多面的に対応する方策を実現したい。

市街化調整区域は長年消極的地域政策のもとに放置されてきた。そのため人口の流出は簡単だが流入は困難である。その解決のための第一段階がはじまったが、どの程度の人口回復を目指しているのか必ずしも明確ではない。

比較的地価の高い大規模団地の直近には現在低価格の優良田園住宅制候補地が大きく広がっている。鹿児島市は70%以上の土地が市街化調整区域に指定されてきた。市街化区域の高地価の現状を考えると、優良田園住宅制の運用においてどのようなバランスをとるべきだろうか。そのためには市街化調整区域のもつ「場所の力」の総合的な評価が必要である。

市街化調整区域住民は他域との関係を含め、域内でどのような生活を展開しようとしているのか、そのためにその場所をどのように改良したいのか、市街化区域や他の周辺市町域との地域対等関係を基本にした地域関係は、そうした中から模索されるものと思われる。優良田園住宅制も地域のそうした希望に沿う創造的施策の一環として、展開することが望まれる。逆説的にいえば、本制度を含む市街化調整区域への対応策は、地域の将来像を住民とともに創り出す工夫を求めている制度ともいえよう。その結果同じ市街化調整区域内においても別々の部分地域が、それぞれの地域的特徴を主張したとしたら、地域的に特色のある優良田園住宅地、既存集落の活性化が実現する可能性もひらけてくる。「地方分権」の最大のメリットでもある。

Ⅲ 鹿児島市対岸の住宅団地

都市の構造を考える場合、中心から外延部へ向かって円構造的にとらえようと試みる場合が多い。鹿児島市の形状を考える時、東側半分が欠落した半円で考えることになる。中心商業地区、住商混合の既成市街地、住居専用地区のシラス台地前縁部、市の最周辺地域に市街化調整地区と4圏が描けるが、さらに他市町からの通勤通学圏があり、先述の通り妙円寺団地をはじめ開発が進んでいる。

これに対し、東側半分は埋め立てによる港湾地区や工業地区等がわずかに観察されるだけで、海に尽きてしまう。しかし今少し視野を広げると、船舶通勤

者の移動がみえてくる。

1. 桜島町克灰住宅団地（袴腰団地）

この町営住宅団地は、鹿児島市とを結ぶフェリー発着場に近接する大正溶岩原上に立地し、17棟51戸から成る。隣接して県営住宅45戸も建設された（第1図）。

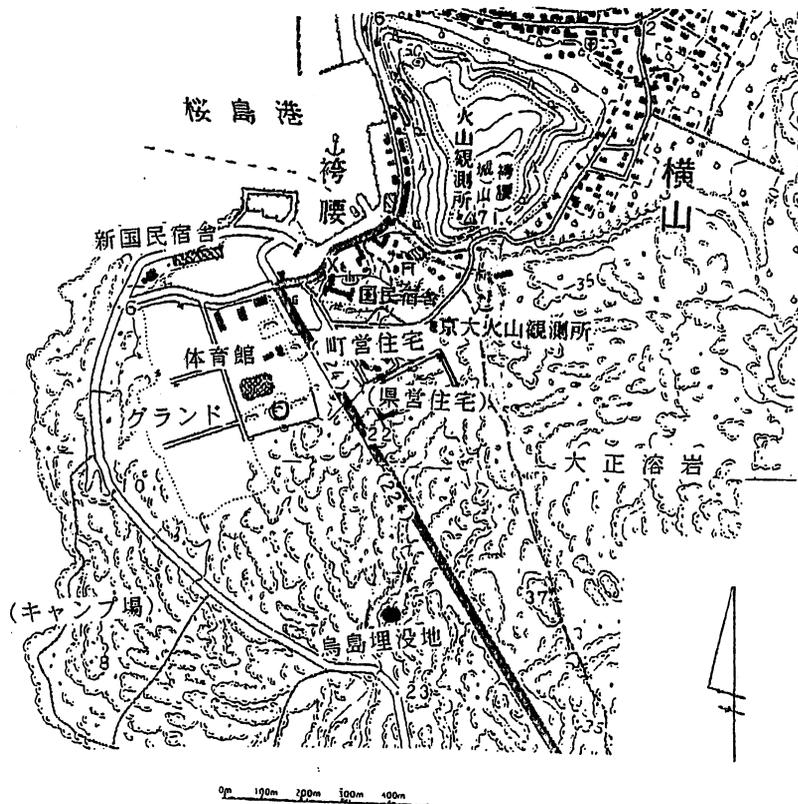


図1 袴腰(克灰住宅)団地位置

長期にわたる活発な火山活動が桜島町の経済や町民の日常生活にも大きな影響を与えてきた。過疎高齢化の進む地域衰退をくい止め、地域の活性化を図る方策として、居住人口を増やすことが必要との考えのもとに町営住宅の建設が実施された。町民意識調査の結果を重視、167人の住宅需要を確認した。

溶岩原立地選定に際しては多面的検討が加えられている。

- ① 既存集落は水無川に沿う例が多く、土石流災害の危険性がある。溶岩原の現在地は土石流に対し安全である。

- ② 快適な住環境を整備するには各集落分散型より団地化の方がいい。
- ③ 団地化にはまとまった平坦面が必要だが既存集落では用地の確保は困難である。
- ④ 交通の利便性，買物の利便性に十分考慮する必要がある。現在地は交通の便はもちろん，近接してAコープ，道の駅があり日常買物は十分可能である。
- ⑤ 最大の問題である降灰対策に十分留意した住環境であること。

以上は，町資料が整理している選定理由であるが，加えて次のことを指摘したい。

- ⑥ 隣接地には県内有数の規模をもつスポーツ施設が配置されていること，平成11年度の年間利用状況は，溶岩グランド利用者約11万人，屋内体育館等約10万人，ロードレース，持久走，遠行等の学校行事に利用した鹿児島市内の高校20校等である。桜島はJリーガーも複数輩出しているサッカーの町である。スポーツ少年団等の大会には家族も来町してにぎわう。中心都市鹿児島にはこれ程の施設がなく，この点でも都市機能を代替して地域性を発揮している。
- ⑦ 近接して新築国民宿舎やマグマ温泉センターがあり，溶岩海岸はウォーターフロント整備事業が進行中である。

以上2点は既成型の観光客減少に代る形の交流人口を多いに増加させているが，団地住民はそうした環境も自分の生きる場所にとり込むことができる。

入居希望者倍率が約4割，入居者のうち町外からの転入者が約4割を占め，人口増加策としても目的を達成しており，評価できるであろう。その要因は上にあげた立地要因を包含する形で，「場所のもつ力」といえるのではないか。「桜島」というネームヴァリュー，溶岩原も降灰もともに居住環境としては，マイナスイメージになりかねない所だが，そこにこそどこにもない本物の生きた環境であり，地域のもつ個性や特性の活用によって，土地への親しみや愛着といったものが生まれてくるはずである。そこに生きる場所を求めたと言えるだろう。人々はこのような「場所」へのこだわりを絶えず持ち続けているから

ではないか。

中心都市鹿児島市から4kmの水路を隔たって存在する桜島町、その溶岩原に立地する克灰住宅団地は居住地選択にあたって何を選択するかの変化の意味ある表現結果といえる。

2. 垂水市潮彩町住宅団地

垂水市は鹿児島湾を挟んで県都鹿児島市と対する位置にある（第2図）。大

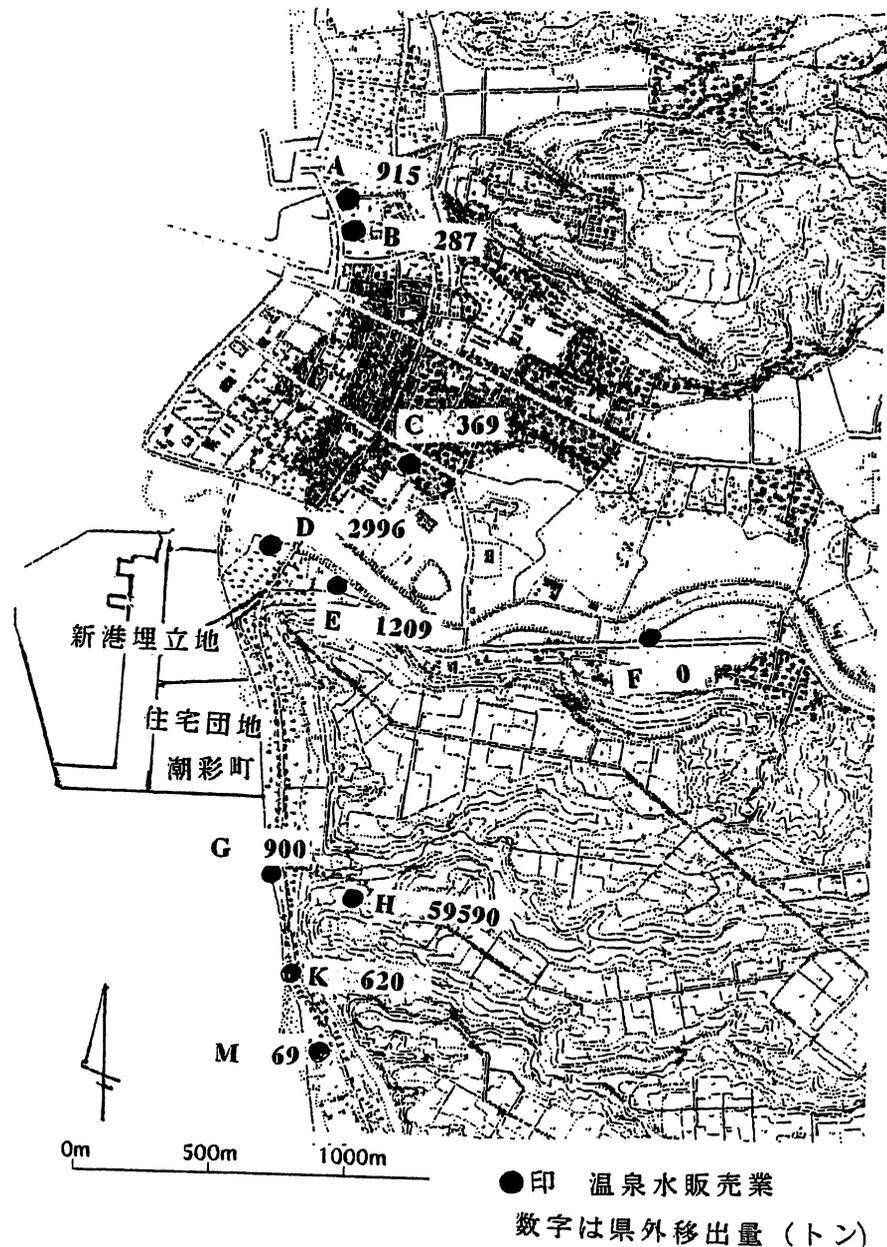


図2 垂水市潮彩町位置

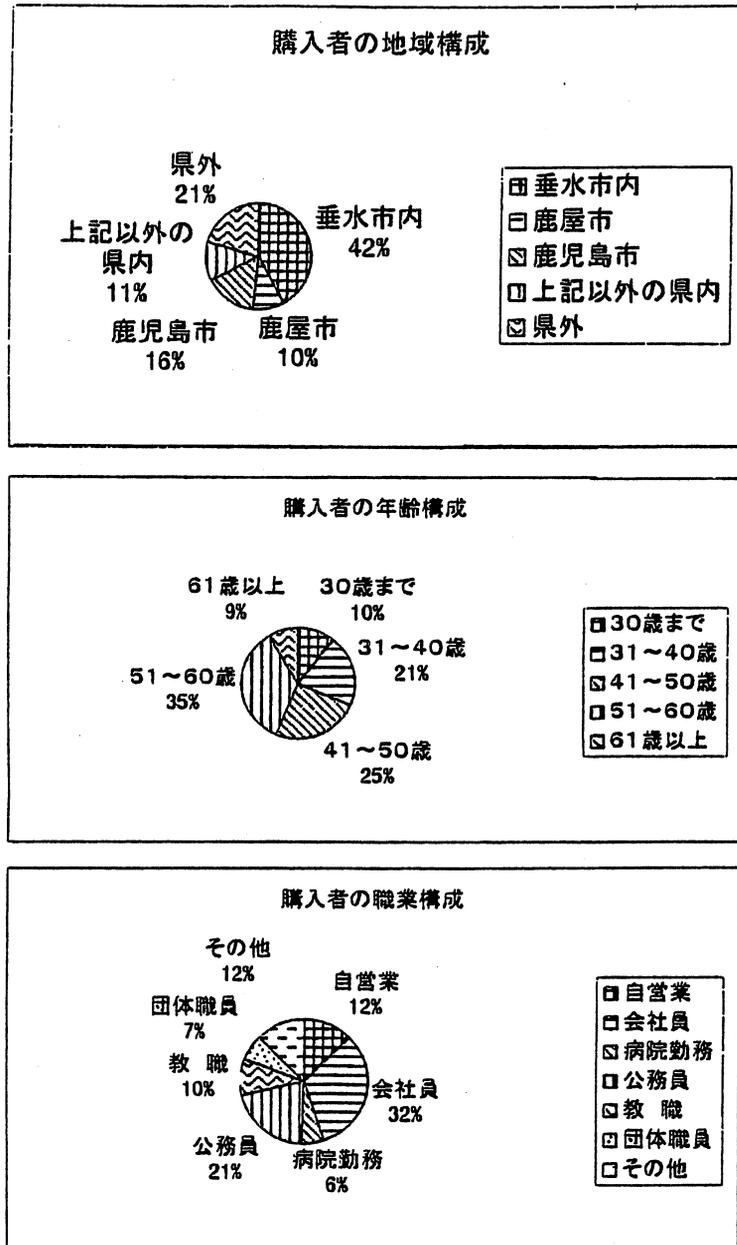
隅の玄関口として海陸交通接続都市として、とくに1974年フェリー就航以来その機能の重要性は強まった。しかし利便性が高まった分、大隅各地域は直接鹿児島市と結びつく傾向にある。平成10年本城川河口南部に垂水新港が完成し、フェリー埠頭も移設された。この結果鹿屋市方面からは市街地を通らずに済むようになり、単なる乗換地点としての性格が一層強まることになる。

人口減少と高齢化に悩む垂水市は、新港臨接地潮彩町に129区画の温泉付き宅地分譲地を造成し、定住人口の増加を図っている。

垂水市は同市の活かすべき特性の1つに、「県都鹿児島市に隣接し、鹿児島市民の新しいニーズに応えたまちづくりが可能であること」とし、海域資源活用に関して「まず交通路としては、鹿児島フェリー便の増強を図り、鹿児島市の発展ポテンシャルを引き込む」こと「さらに大型観光船・高速船の発着が可能となるよう港湾整備を進める必要がある」こと「海陸の総合リゾート基地」の必要も表明している。温泉リゾートタウン計画では「鹿児島市は鴨池地区への中核業務機能の移転」が進み、「垂水市は鴨池に35分で直結されており、鴨池地区の業務人口の一部を引き込むことは十分可能である。特に情報処理関連業務・管理業務などに従事する人々にとって垂水の豊かな自然は大きなやすらぎとなるはずである。」と述べている。

以上、垂水市のおかれていた状況を反映して、県都鹿児島市のとくに県庁の所在する鴨池地区のニーズに積極的に応えていくことが重要課題の1つであるとし、潮彩町団地への期待は大きい。一区画平均90坪、価格も割安感があり人気は高い。垂水市の最大の資源の1つは温泉水であるが、その資源は潮彩町に近接して海岸部に多くみられる。団地への供給管理業務はこうした地元業者に委託されている。

初期入居者の属性に関しては、垂水市が当初期待していた、鹿児島市鴨池地区に勤務する専門的・技術的、管理的職業人像とは必ずしも一致していないが、出郷者県外居住者を含む市外居住者が約6割を占め、人口増加につなげた意味で目的は達したといえる（第3図）。鹿児島市、鹿屋市民の場合大隅出身者は実家と職場のほぼ中間点で交通の結節点であることを評価している。



(垂水市資料による。いずれも105人中)

図3 定住予定者の属性

さて、潮彩町住宅団地は、温泉、交通の利便性、居空地の広さと値頃感において十分魅力ある団地といえ、それ故に人気も高いが、一旦生活が始まった時、潮彩町の生活をどう楽しめるのか、垂水市の基本的な姿勢がやや鹿児島市にかたむいていて、地域の力の統合力が弱いのではないかと思われる。垂水市の他の生活空間と隔離された場所にならない方策が必要に思える。「垂水市民」になってもらえるか、また垂水市民になれるか。人はこの町の名をきく時、命名

者がこの町に託した思いについて考えを巡らす。イメージにふさわしい町づくりは、今後は双方が担うことになる。

鹿児島市対岸の2例の住宅団地は、鹿児島市との間に本来存在すべき都市内部構造を不問にして、鹿児島市の2大中心地区と直接結びつく位置にある。同時に鹿児島地区と大隅地区の接点でもある。この関係を鹿児島市都市圏全域に敷衍すれば、対川内間の伊集院町妙円寺団地、対国分・隼人間の始良町始良ニュータウン、さらにしかし小規模になるが対指宿間の喜入町喜入駅前地区も同様な位置関係にあるととらえられる。

IV 小括

都市居住者がある特定の「場所」で生活するという事は、周囲の自然や人々を含むすべての環境に意味を見出し、関係し合いながら、その居住地に他に替えがたい愛着をもって生きるということであるとするならば、都市化の急展開した戦後以降、その展開過程に従って現在に至るまでどのような変化があったか、居住地を「場所」の意味づけに配慮して素描を試みた。

戦後直後、住機能さえ不足していた復興期長屋住宅が旧市街地に展開した。都市化の時代、シラス台地上に大小規模の画一化された居住地が広がっていった。新市街地開発が乱開発の言葉を生みながら進行する一方、市街化調整区域は停滞した状態で今日に及んでいる。都市化の停滞感のある今、都市計画地区内にありながら、都市住民の流入を拒んできた市街化調整区域に新しい流入が始まりつつある。過去の居住地づくり、居住選びから、生活する「場所」として、生きた意味ある「場所」づくり、選びが求められる。その「場所」のもつ力にそって選択する居住地なら居住者は確かに「場所」を得たと思うに違いない。

文献・資料

- 安部成治 (2001) 地方都市における土地利用と線引き問題 都市問題92-8 57-68
石村満宏 (2000) 大隅半島の自立への動き, ←巡検案内資料1, 3 日本地理学会発表

要旨集58 日本地理学会

- 大城直樹 (2000) 「場所の力の理解にむけて—方法論的整理の試み—」 日本地理学会
発表要旨集 日本地理学会
- 薮 健夫 (2001) 地方分権と都市計画行政都市問題92-3 29-42
- 鈴木庸夫 (2001) 土地利用規制と自治体—「近代化主義」と「自治体」 都市問題92-
8 3-18
- 谷 謙二 (1997) 大都市圏郊外住民の居住経歴に関する分析 地理学評論70A-5
263-286
- 堀 信行 (1992) 石のイメージ, 土のイメージ—方名・地名・物語にみる自然とひと
との交流 『熱い心の島—サンゴ礁の風土誌』 古今書院
- 堀 信行 (1997) 風土の三角形 『環境の人類誌』 79-106
- 渡辺良雄・中林一樹 (1985) 都市の計画・管理 『都市地理学』 朝倉書店151-178
- 鹿児島市 (2000) 開発行政年報 平成12年度
(2001) かごしま都市マスタープラン
- 垂水市 (1998) 垂水市新総合計画
- 桜島町 (1986) 第三次桜島町総合振興計画